

案件

枚方市立図書館第 4 次グランドビジョンの策定について

総合教育部 中央図書館

1. 政策等の背景・目的及び効果

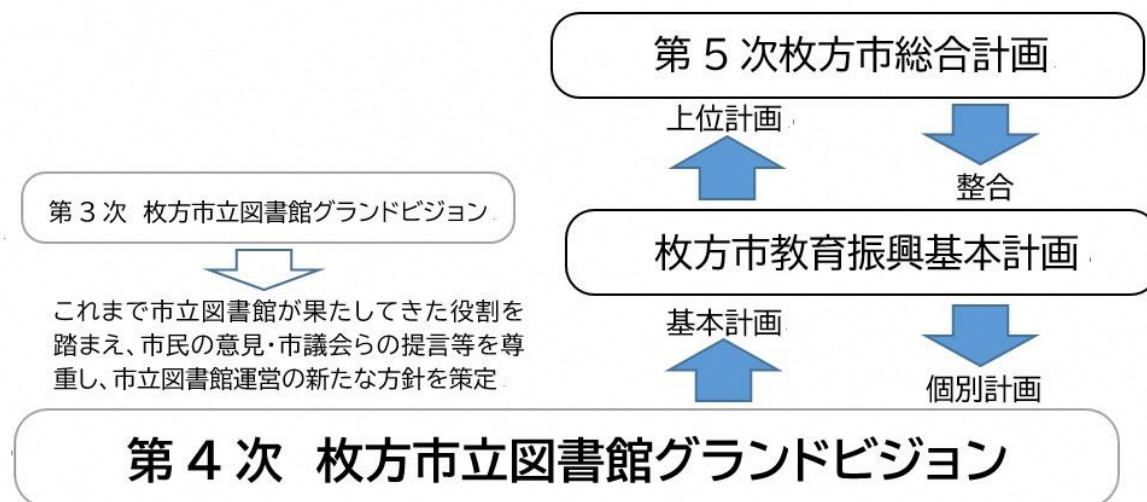
枚方市立図書館第 3 次グランドビジョンが、今年度、計画の最終年度を迎えるのにあたり、次期ビジョンの策定を行います。

第 3 次グランドビジョンでは、「図書館内での基礎的なサービス提供や課題解決支援の取り組みを進めるとともに、図書館が有するノウハウや教育的役割を踏まえ、他部署が進める教育・生涯学習関連事業の支援を行うなど、広く教育・生涯学習関連行政全体の中で、市立図書館が担うべき役割を果たしていきます」と策定の趣旨を掲げ、市立図書館運営を進めてきました。

「枚方市立図書館第 4 次グランドビジョン」では、「枚方市立図書館第 3 次グランドビジョン」に基づく図書館運営の成果や課題を踏まえるとともに、コロナ禍以後の新たな生活様式に対応した図書館サービスの展開、学校教育とのさらなる連携など、新たな枚方市立図書館の方向性を示してまいります。

2. 内容

1. 計画の体系



2. 計画期間 令和3年度～令和9年度

年度	R2～R5	R6～R9
第5次総合計画	基本計画 12 年間 (H28～R9) 実行計画 (R2～R5)	
枚方市教育振興基本計画	基本計画 12 年間 (H28～R9) ★ 概ね 4 年を目途に見直し	
枚方市立図書館グランドビジョン	第3次グランドビジョン 5 年間 (H28～R2) ☆ 概ね 4 年を目途に見直し	第4次グランドビジョン 7 年間 (R3～R9) ☆ 概ね 4 年を目途に見直し

3. 市立図書館のあるべき姿（理念）

- 図書館は、知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、広く市民に提供して、その教養、調査研究、余暇活動などに役立てる社会教育機関である。
- 図書館は、市民のニーズに応じて資料や情報を提供する地域の情報拠点である。

※第2次グランドビジョン策定時に定めたもの

4. 第3次グランドビジョンの主な成果と課題

（1）運営方針1 基礎的な図書館サービスの充実

成果：滞在しやすい環境整備、レファレンスサービスの充実

課題：ICTを活用したサービスの実施

※「レファレンスサービス」…利用者が必要とする情報・資料の求めに応じ、職員がそれを支援するサービス

（2）運営方針2 家庭生活及び職業上の課題や地域課題の解決のための各種支援機能の強化

成果：ビブリオバトルの実施や成人向け講座の実施

課題：地域活動への支援が課題

※「ビブリオバトル」…参加者が本を紹介しあい、最も読みたいと思うチャンプ本を投票で決めるイベント

（3）運営方針3 教育的役割を重視した取り組みの推進

成果：学校図書館蔵書データベース化と市立図書館コンピュータシステムとのオンライン化

全中学校区へ学校司書を配置し、学校図書館環境整備や読書、調べ学習の支援を実施

課題：保護者対象の講座の開催

(4) 運営方針4 魅力的かつ効果的・効率的な運営体制の構築

成果：全分館への指定管理者制度導入の実施

課題：専門的スタッフの計画的な配置が課題

5. 第4次グランドビジョンの基本的な方向性

(1) コロナ禍以後の新たな生活様式に対応した図書館サービスの展開

非来館・非接触型サービスとしての電子書籍の導入や館内Wi-Fi環境の整備

(2) 多様化する社会に対応した効果的・効率的な図書館運営のあり方について

魅力的な「枚方市駅前図書館機能」の検討、分室のあり方を検討

(3) 課題解決型図書館としてのさらなるサービスの拡充

レファレンスサービスの蓄積、継続 eレファレンスサービスなどへの展開

(4) 学校教育との連携の推進

学校図書館の活用に向けたさらなる支援と学校司書の役割についての検討

すべての児童生徒に配置するタブレットを活用した学校図書館支援（市立図書館の電子書籍も活用）

(5) 障害者サービス

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）施行に伴うサービスへの取り組み

3. 実施時期等（今後の予定）

- 令和2年 9月 社会教育委員会議に「第4次グランドビジョンの策定について」諮問
- 11月 社会教育委員会議より「第4次グランドビジョンの策定について」答申
- 11月 教育子育て委員協議会に「第4次グランドビジョン」（素案）について報告
- 12月 パブリックコメントの実施
- 令和3年 2月 教育子育て委員協議会に「第4次グランドビジョン」（案）の策定及び推進について報告
- 3月 「第4次グランドビジョン」の策定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち

5. 関係法令・条例等

教育基本法、図書館法